

墨田区消費者ニュース

消費者講座

すみだ消費者センター企画講座

受講生募集中

	テーマ	とき
①	老後の金は渡さん！ ～あなたを狙う悪質商法	11月9日(火) (実施済)
②	お葬式について ～誰にも聞けない葬儀の値段など	12月7日(火)
③	子供に忍び寄る携帯電話とインターネット ～お母さん！こんな怖い世界を知っていますか	平成23年 1月13日(木)

消費者の被害防止・自立支援のため講座を3回シリーズで開催します。(希望のテーマのみの参加も可)

【ところ】 すみだ消費者センター

【じかん】 午後1時30分～2時30分

【対象】 区内在住・在勤の方

【定員】 各回先着30人

【費用】 無料

【申込み】 電話で(午前9時から午後5時まで)

すみだ消費者センターへ 電話5608-1516



見知らぬ業者からの「社債」の勧誘にご注意ください！

～金融商品の消費者トラブル～

相談事例



突然、社債発行業者 A 社から自社の社債に関するパンフレットが送付されてきたが、興味がないので放置していた。別の業者 B 社から電話があり、「A 社の社債を買わないか。A 社の社債はとても人気があるので、購入してくれば、6倍で買い取る。」と言われたので、よくわからないまま、貯金をはたいて200万円の契約をした。しかし、買い取ると言った B 社と連絡がつかなくなってしまった。

アドバイス

社債や未公開株などさまざまな利殖関係の消費者トラブルが多発しています。利殖関係のトラブルは契約金額も非常に高額で、契約当事者は高齢者が多く、深刻な被害となることも少なくありません。

最近、急増しているのが、事例のような社債に関する相談で、

- ① 金融機関が介在せず、社債発行业社と直接契約が交わされている。
- ② 複数の業者が登場し、投資欲をあおる勧誘手口が巧妙化しており、いわゆる「劇場型」のものが目立つ。
- ③ 社債発行业社の実態が不明である。

という特徴が挙げられます。

金融商品の契約は、自己責任が問われる取引であり、損失が出ても取り戻すことは困難です。見知らぬ業者や事業実態がよくわからない社債を安易に契約することは危険です。高利率や買い取り業者の勧誘には惑わされないようにしてください。



困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日

(土曜日は電話相談のみ受付。日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

